R8・9 建設工事競争入札参加資格申請に係る格付基準・主観点数基準の改正概要

◎主観点数基準

	基準改正項目	改正内容及び評価対象の定義	評価点数	
●改正概要	【見直し】 ワークライフバランス関連の認定状況	①次のいずれかの認定または表彰実績がある場合に評価する。 ・ユースエール認定(青少年の雇用の促進等に関する法律第15条) ・えるぼし認定(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条) ・くるみん認定(次世代育成支援対策推進法第13条) ・おおいた働き方改革推進優良企業表彰(商工労働観光部雇用労働政策課) ・おおいた女性活躍推進事業者表彰(生活環境部県民生活・男女共同参画課)	(変更点なし) 【加点】 ・いずれか2つ以上の認定等実績 ・いずれか1つの認定実績 ・認定等の実績なし	30点 15点 0点
		②次のいずれかの取り組みをしている場合に評価する。(ただし、①で加点を受ける場合は除く) ・女性活躍推進宣言(生活環境部県民生活・男女共同参画課) ・女性活躍応援県おおいた認証企業(生活環境部県民生活・男女共同参画課)	(変更点あり)改正前 【加点】 ・宣言実施(報告書提出済に限る) ・未実施	5点 0点
			(変更点あり)改正後 【加点】 ・宣言実施(報告書提出済に限る) 若しくは認証企業への登録 ・未実施	5点 0点